

龍ヶ崎市後援等名義使用承認事務取扱要綱

平成16年5月12日

告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、龍ヶ崎市が龍ヶ崎市以外のものの行う事業等について後援又は推薦（以下「後援等」という。）の名義使用を承認する場合の要件、手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 講演会、展覧会、競技会その他の事業等の開催に当たり、龍ヶ崎市が事業内容の趣旨に賛同する意思を表示することをいう。
- (2) 推薦 映画、ビデオテープ、書籍等の著作物について、教育的及び文化的に有意義なものと認める意思を表示することをいう。

2 龍ヶ崎市が前項の後援又は推薦（以下「後援等」という。）を行う場合の名義使用の表示は、単に「龍ヶ崎市」とする。

(後援の承認基準)

第3条 後援の名義使用は、その申請に係る事業等が次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に承認することができる。

- (1) 事業等の主催者が次のいずれかであること。
 - ア 官公庁
 - イ 公益法人又はこれに準ずる団体
 - ウ 教育、学術、スポーツ等の振興及び青少年の健全育成等を主たる目的とする団体
 - エ 新聞社（日刊紙を発行するものに限る。）、ラジオ、テレビ局その他報道機関
 - オ その他市長が特に適当と認めたもの
- (2) 事業等が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 市民福祉の増進並びに教育及び文化の振興等に寄与するもの
 - イ 事業等の規模及び範囲が原則として市内一円又は市の近隣市町村にわたるもの
 - ウ 営利を主たる目的とするものでないもの
 - エ 事業等の内容が実行性のあるもの
 - オ その他市長が特に適当と認めたもの

(推薦の承認基準)

第4条 推薦の名義使用は、その申請に係る事業等が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合に承認するものとする。

- (1) 文部科学省が「文部科学省特別選定」又は「文部科学省選定」として選定した事業等であるもの
 - (2) 茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）に基づき知事が「推奨」した事業等であるもの
 - (3) 前2号に掲げるもの以外のものについては、教育映画等審査規程（昭和29年文部省令第22号）第4条及び第5条の規定を準用し、市長が適当と認める事業等であるもの
- （不承認）

第5条 後援等の申請に係る事業等が、前2条の承認要件に該当する場合であっても、当該事業等が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められるときは、市長は、当該後援等の承認を行わないものとする。ただし、条件を付することにより当該名義の使用に支障がなくなるものについては、当該条件を付して承認することができる。

- (1) 特定の思想等の普及を図るもの
 - (2) 政治的目的を有するもの
 - (3) 特定の法人又は個人の売名的要素が加わるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市の後援等が不適當であると認められる場合
- （承認申請）

第6条 後援等を受けようとする者（以下「主催者」という。）は、あらかじめ龍ヶ崎市名義使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、必要事項を記載した任意の様式で申請すること並びに必要事項及び添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書、プログラム、ポスター等
 - (2) 入場料等を徴収する場合は、収入支出予算書
 - (3) 規約、会員名簿その他主催者の組織等を明確にできるもの
 - (4) 資料又は作品等の展示を行う場合には、見本及び解説書等展示内容のわかるもの
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- （承認又は不承認の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認又は不承認を決定し、龍ヶ崎市名義使用承認（不承認）通知書（様

式第2号)により、当該主催者に通知するものとする。

(承認の条件)

第8条 市長は、前条の規定により承認の決定を行う場合は、原則として、主催者に対して次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 当該事業名及び事業期日(期間)を限定すること。
- (2) 承認に伴う事業経費の負担は一切行わないこと。
- (3) 事故防止等に関する措置を十分講ずること。

(承認の取消し)

第9条 市長は、主催者が提出した申請書又は添付書類の内容に虚偽があった場合、若しくは市の名誉を失墜させるような行為があった場合は、承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより生じた損害については、市は一切責任を負わないものとする。

(変更の届出)

第10条 主催者は、承認を受けた後において事業計画等に変更があったときは、龍ヶ崎市名義使用変更申請書(様式第3号)により直ちに届け出るものとする。

- 2 市長は、前項に規定する書類を受理したときは、速やかに内容を審査し、龍ヶ崎市名義承認変更通知書(様式第4号)により、主催者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 主催者は、事業終了後、速やかに龍ヶ崎市名義使用実績報告書(様式第5号)を提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。